

事業概略書

事業名	精神科救急医療体制の実態把握及び措置入院・移送の地域差の要因分析に関する調査研究
事業目的	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成24年4月1日に施行され、都道府県が救急医療体制を整備することが努力義務として規定された。しかし地域の実情に応じた体制整備が行われてはいるとはいえ、その具体的取組内容は十分に共有できているとはいいがたい。</p> <p>本研究事業では、詳細な実態把握により課題と対策を抽出、各都道府県において活用できるガイドライン「精神科救急医療体制を整備するための手引き」を作成することを事業の主たる目的とした。</p>
事業概要	<p>有識者、医療関係者、患者家族、相談支援事業者の専門家等で構成される検討委員会を設置し、各都道府県で行われている精神科救急医療体制の整備状況や措置入院、医療保護入院に係る移送についての調査及び整備状況の妥当性について評価や助言を得ながら、精神科救急医療体制整備事業の今後の執行や事業内容の検討に資する事業を行った。</p> <p>課題に取り組むにあたり検討委員会にて調査研究の方針を立案した。次に「基準」、「輪番」、「報告様式」、「拠点」、「措置・移送」の5つの作業部会を設置、調査・討議の上、その結果を持ち寄り、再度検討委員会を開催して意見集約、それぞれの成果物の内容を確定した。</p>
事業実施結果及び効果	<p>(1) 全国の都道府県を対象とした調査により、各地の精神科救急医療体制の実態が明らかとなった。運用の不均一などが再確認されたと同時に、標準化に向けた現実的な水準や、おおよその共通認識等が判明した。</p> <p>(2) 全国 600 超の病院群輪番型病院の調査により、地域差が大きいと言われる精神科救急医療についての全国の平均的な姿が示された。</p> <p>(3) 拠点病院の機能を担うべき精神科救急入院料病棟についても、調査回答率が7割未満のため、施設基準は満たしているものの、運用実績に関するデータには年度による変動がある。措置入院制度については、現状への批判はある一方で、見直しには慎重な意見も多かった。回答施設における救急搬送の実態に関する前向き調査では、依然として家族と警察に依存する実態が判明した。</p>
事業主体	<p>郵便番号：108-8554</p> <p>所在地：東京都港区芝浦 3-15-14</p> <p>法人名：公益社団法人日本精神科病院協会</p> <p>電話番号/E-MAIL：03-5232-3311/ n-seo@nisseikyo.or.jp</p>

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。